

令和7年度第4回 電気機械器具等製造業最低賃金専門部会議事録

1 開催日時、場所

日時 令和7年10月22日（水）午後1時30分～午後2時23分

場所 徳島地方合同庁舎6階会議室（徳島労働局）（徳島市徳島町城内6-6）

2 出席委員

（公益委員）稲倉委員 竹原委員 段野委員

（労側委員）木戸委員 横井委員 矢藤委員

（使側委員）久米委員 鴻池委員

3 主要議題

（1）金額改正審議

（2）その他

4 議事

○事務局（賃金室長）

それでは、定刻となりました。専門部会の進行につきましては、稲倉部会長、どうぞよろしく願いいたします。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。ただいまより今年度第4回電気機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（賃金室長）

本部会につきましては、最低賃金審議会令第5条第2項により、専門部会全委員の3分の2である6名以上、または各側委員の3分の1である各1名以上の出席で成立することとなっております。本日は8名の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることをご報告いたします。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料または伝達事項がありましたら、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。配付資料は本日ございません。前回お伝えしました他県の特賃、電気の結審状況から新たに把握したものについてお伝えしたいと思います。前回と同様に異議申立て期間中であるものもあるため、あくまでも予定としてご理解いただければと思います。

それでは、申し上げます。

1つ目としては、青森県が968円から1,045円のプラス77円です。

続きまして、山形県、こちらが996円から1,055円のプラス59円です。

続きまして、石川県、こちらが1,008円から1,064円のプラス56円です。

続きまして、島根県、こちらが987円から1,058円ということで、プラス71円です。

続きまして、愛媛県、こちらが1,038円から1,107円ということで、プラス69円です。

続きまして、大分県、こちらが996円から1,066円ということで、プラス70円です。

事務局のほうで把握しているものとしましては、以上でございます。

前回につきまして6県についてご説明させていただきましたが、そちらと合わせて12県について、今のところ把握している状況でございます。

以上でございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

まず、前回10月16日における労使双方のご発言について確認をさせていただきます。

労側のご意見としては、現在の1,038円に67円を引き上げて1,105円とするというご意見、一方、使側のご意見は、現在の1,038円に66円を引き上げて1,104円とするというご意見でした。前は1円の隔たりで終わっていましたが、本日は改正金額の合意を目指して審議を進めていきたいと思っていますので、皆様どうかよろしく願いいたします。

この後の審議についてですが、既に1円差となっていますが、どのように進めていきましょうか。何かご希望があれば。

○■■■■委員（使側）

■■■■さんは来られてはないんですけど、一度、使側のほうで話合いのためのお時間をいただければと思います。

○稲倉部会長

事務局、部屋の用意は大丈夫ですか。

○事務局（賃金室長）

各側が協議する為の部屋を2部屋ご用意しておりますので、使側、労側、各個別でお話合いをしていただくことは可能となっております。

○稲倉部会長

では、今から使側が部屋に移動して協議していただいて、終わり次第、こちらに戻っていただくということでよろしいですか。

○■■■■委員（使側）

はい。分かりました。

○稲倉部会長

では、お願いします。労側のほうは、どういたしましょうか。

○■■■■委員（労側）

まずは、使側の話合いが終わった後、三者で話ができたらと思っています。

〔労側委員で一者協議に入る〕

○稲倉部会長

では、使側の方々がお戻りになられましたので、審議を再開いたします。

では、この後の進め方ですが、どのように進めましょうか。ご希望があればおっしゃってください。

○■■■■委員（使側）

このまま、話し合った内容をお話しさせていただきます。

○稲倉部会長

では、三者で再開ということで、よろしくお願ひします。

使側で話し合った結果についてお聞かせいただけますか。

○■■■■委員（使側）

協議させていただきまして、結論のところから申し上げますと、今の1円差を使側のほうから埋めさせていただいて、プラス67円というところでお伝えしたいと思います。プラス1円について、こちらから歩み寄らせていただいた理由についてですが、1つは徳島と同額であった愛媛がプラス69円というところで結審したというのも理由の一つではありません。

この1週間、我々なりに情報収集をしてまいりました。県内の同業の社長と会う機会もありまして、そちらともお話をし、まだ決まってない段階ではあるものの、先週までの話というのを少しだけさせてもらう中で、地賃も水準が上がっています。66円上がっているというところで、特賃は電気のほうも頑張らなければいけないところだなということについては地域の社長と共有をしておりましたので、何とか頑張っていかなきゃな、というところではあります。

ただ、県西部のほうの同業他社のところで、そろそろ廃業しようかなというような情報も入ってまいりましたので、厳しい状況であることには変わりないかなとは思っております。ただ、前回でもう1円差というところまで縮めておりましたので、何とか頑張っていきたいなというふうに思った次第です。

○■■■■委員（使側）

お待たせして、すみませんでした。時間がかかったのは、今、■■■■さんのほうから説明いただいたんですけど、前回、労側のほうが最初の提示が69円だったというのを覚えています。最終提示で先週の段階では66円という、そこで一歩も譲らないという回答をさせてもらっていたんですけど、本当に今日の愛媛が69円ということと、前回から使側で打合せをしている時に、私が使側なのか労側なのか分からなくなるような発言が結構ありまして、今日も結構、長い時間、議論させてもらったりして、労側が69円から下りてきてくれたというところもあるし、愛媛の69円もあり、かといって本当に同業他社が倒産する、廃業するという話もあったり、同業者の社長の話を聞くということもあって、総合的にもう判断して今の流れからすると仕方ないんじゃないかということで報告させていただきました。

以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

では、労側からご意見、あるいはご意見をまとめる前に話し合いが必要な場合は、それも含めて何かあれば。

○■■■■委員（労側）

では、労働側の■■■■のほうからお話をさせていただきたいと思います。

前回のときには少しお話はさせていただいてたんですけども、徳島の状況というか、徳島の優位性といったところの話を三者協議の中で残しておきたいと思い、お話をさせていただきたいと思います。

何かといいますと、徳島の電気産業のところはどういった位置づけかといったところで、私もこの1週間の中で調べていた中で、経済産業省の経済センサスの調査をベースに四国財務局が令和7年に資料をまとめたものがあったので、そちらのほうを見ていきますと、四国の中での位置づけといったところで、徳島の中で以前は化学の製造品出荷額が一番多かったんですけども、令和7年までの推移を見てみますと、今、電子部品とかデバイスとか、この電気産業が製造業の中では出荷額が一番多いような形で指数が書かれていまして、徳島の製造業の中では主力の産業になっているといったところでありまして、また四国の中で比べてみても電子部品とか、そういうデバイスといったところ、ほかの産業のところではその指数の中に出てこないぐらいの状況でして、四国の中でもこの電気産業ってすごく引っ張っていかなくてはいけないような立ち位置だというふうに認識しております。

また、今いただいている最低賃金の決定要覧の冊子で、四国の中での適用労働者を見てみると、この徳島の電気産業における適用労働者数が結構多く、四国の製造業の中でも徳島の電機産業が四国の製造業を引っ張っていくような位置づけになってきている状況にあります。今後、電機産業が徳島の産業を引っ張っていきけるような形でやっていきたいと思っています。前回の審議の際に一般機械と比較をしたりとか兵庫県との比較であったりとかの話させていただいたんですけども、どうしても特定最賃はそういった部分の影響を受けているなという印象があります。今後審議を行っていく中で特定最賃の産業を引っ張っていくところの位置づけとか、人を集めていくところの影響とか、そういったところも考えての議論をさせていただきたいなといったところで、お話しさせていただきました。

○■■■■委員（労側）

今、■■■■委員が言われましたように、四国の中で、電気産業の業種で働きたいという若い子がいたら徳島がいいなと思ってもらえるような金額にしていきたいというのが、労働側の意見であります。そういったところで、前回、金額に1円の隔たりがあったんですけども今回、使用者側のほうでも同じように考えてくれていたんだなと思ったことが、今回の一番の収穫かなと思いました。できることならば、四国の中で徳島県というのは一番賃金も高く、一番電気産業が発展しているんだというところを今後も目指していけたらいいかなと思います。ありがとうございました。

○■■■■委員（労側）

お疲れさまです。まず、前回審議に参加できずに申し訳ございませんでした。それと、本日、最初の段階で歩み寄りをいただきまして、大変ありがとうございました。もうこのままこれで決まるというところになるろうかと思いますが、今まで2人のほうも話したとお

り、やはり徳島の電気関係の業種を引っ張っていかねばいけないというところに、ここ数年、使用者側のほうが、ご理解をいただいて金額のほうも高い水準に上げていただいたことにも感謝しております。今回の引上げ額でいきますと愛媛に2円差ということになりますけども、そこはやっぱり徳島が四国の中で一番引っ張っていく立場というような形で今後の審議を続けていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。今回は大変ありがとうございました。

○稲倉部会長

よろしいですかね。ありがとうございます。

今の双方のご発言から労使が合意に至ったものと判断をいたしますが、それで間違っていないでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○稲倉部会長

ありがとうございます。大変難しい審議を本当にありがとうございました。

では、改めてなんですが、令和7年度の徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正については、時間額を1,105円、引上げ額プラス67円とする。適用除外については従前と同じとするということによろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○稲倉部会長

ありがとうございます。発効日につきましては、いかがいたしましょうか。事務局から発効日について説明をいただけますか。

○事務局（賃金室長）

はい。発効日につきましては、従前におきましては12月21日、こちらの日を発効日にしていたところですが、発効日については委員のご判断で決めることができます。ただ参考までに申し上げますと、10月3日に答申されました一般機械、こちらの発効日につきましては、徳島県最低賃金と同じ発効日である令和8年1月1日となっております。これに合致する必要はないですが、一つの参考として申し上げた次第でございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

発効日について使側から何かご意見はありますか。

○ 委員（使側）

今回、今日ないし明日というところでの結審を目指していたというのは12月21日発効というところを一つのターゲットに置いたものだと認識はしてはいたんですけど、機械の発効日が地賃に倣ってというところであれば、電気のほうもそこに合わせたいほうがいいのかどうか、揃っているほうが混乱しないのかなというふうに思いますので、1月1日でお願いできればと思います。

○稲倉部会長

ありがとうございます。使側としては1月1日でいかがかというご意見でしたが、労側の方から何かありますか。

○■■■委員（労側）

そろえるという話もあったんですけど、ちょっと気になる点としましては、地賃のほうに埋没してしまうのではないか、一応同じ日が発効日となるので埋没はしないのか、そこが気にはなったというぐらいですかね。同日だから。そこが問題なければ。

○事務局（賃金室長）

埋没というのが金額的に特賃の金額を地賃が上回るというような状況になってきますので、今回地賃のほうで1,046円で、特賃電気のほうで67円で合意されてますので1,105円ということで、特賃のほうで金額的に上になっておりますので、埋没というようなものにはなってこないかと思えます。

○■■■委員（労側）

それは、同日発効で一緒に金額が変わるから、その埋没する瞬間がないということですね。

○事務局（賃金室長）

おっしゃる通りです。

○■■■委員（労側）

すみません、1つだけ確認したいことが。今回、地賃のほうで1月1日になりました。来年以降の地賃の発効日が、例えば従来の10月1日、若しくは11月1日とか、そういうことになってきた場合、今回の発効日が1月1日であったとしても、来年には、また従来と一緒にようなスケジュールで審議を行い、従来の12月21日になるというような考え方で問題ないですか。

○事務局（労働基準部長）

基本的には別段、今年1月1日にしたからといって、来年以降もずっと1月1日というわけではありません。これは地賃も特賃も一緒なので、その都度、委員の皆様で話し合っで決めていただくような形になります。

○■■■委員（労側）

分かりました。

○■■■委員（労側）

すみません。もう一点ですが、同じ日に発効したほうが手続としてはスムーズに進むという形になりますかね。

○事務局（労働基準部長）

手続としては、そんなに変わらないと思うんですけど、ただ先ほどお話があったとお

り、県民からすると分かりやすいのかなとは思いますが。

○■■■委員（労側）

分かりました。ありがとうございます。

○■■■委員（使側）

一般的にですが徳島県の最低賃金というのは、やはり地賃のことを指していると思っ
ているし、基本的には県民はそうであると認識していると思いますので、特賃の引上げが先
に発効するというのは、ちょっと不自然かなということを感じるところがあります。今年
度の地賃改定が1月1日というのがイレギュラーといえればイレギュラーという状態なん
ですよね。であれば、一層のこと特賃も同じ、1月1日発効というところではいかがかな
と思いました。

○稲倉部会長

1月1日で皆さん同意していただいたと思いますが、何かご意見ありますでしょうか。

[委員から「なし」の声]

○稲倉部会長

では、発効日1月1日に対し、特に異議がありませんので、発効日については令和8年
1月1日で労使合意が得られました。この内容をもって最低賃金審議会会長宛ての専門部
会報告といたします。事務局は専門部会報告の案の準備をしてください。

委員の皆様は準備が整うまで、しばらくお待ちください。

それでは、事務局は専門部会報告案を代読してください。

○事務局（賃金室長補佐）

部会報告案の代読をさせていただきます。

令和7年10月22日、徳島地方最低賃金審議会会長段野聡子殿。

徳島地方最低賃金審議会、徳島県電子部品・デバイス・電気回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長稲倉典子。

徳島県電子部品・デバイス・電気回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃
金の改正決定に関する報告書。

当部会は、令和7年8月21日、徳島地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃
金の改正決定について慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告す
る。なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記。徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最
低賃金専門部会委員。公益代表委員、稲倉典子、竹原大輔、段野聡子。労働者代表委員、
木戸敬一郎、矢藤寿浩、横井麻衣。使用者代表委員、久米智之、鴻池義勝、五島寛治。

別紙。徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域。徳島県の区域。

2 適用する使用者。前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器
具製造業（発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電
球・電気照明器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を

除く。以下同じ。)、情報通信機械器具製造業または純粋持ち株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者。

3 適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に上げる者を除く。

(1) 18歳未満または65歳以上の者、(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能実習中の者、(3) 次に上げる業務に主として従事する者、イ清掃、片づけその他これらに準ずる軽易な業務、ロ手工具または小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務。

4 前号の労働者に係る最低賃金額。1時間1,105円。

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生の日、令和8年1月1日。

以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。皆様、この内容でよろしいでしょうか。

[委員から「異議なし」の声]

○稲倉部会長

では、特に異議がないようですので、ご確認いただきました当部会の報告は全会一致で決定されたものですので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当部会の決議をもって審議会の決議とすることができる旨が第2回の本審で決議されております。よって、直ちに専門部会の報告の内容をもって局長宛てに答申を行います。

答申文案の内容は先ほどの専門部会報告文と同じですので、ご確認ください。今確認いただいたものですね。

特に問題がないようでしたら、局長宛ての答申を行います。

本日は局長がおられませんので、代理の労働基準部長に答申文をお渡しいたします。

(稲倉部会長から中村労働基準部長に答申文が手渡される。)

では、事務局は答申後の手続について説明をお願いします。

○事務局(賃金室長)

はい。今後の手続について説明をさせていただきます。

本日答申をいただきましたので、答申に対する異議の申出に関する公示を本日付けで行いたいと思います。異議の申出期間につきましては、最低賃金法第15条第3項の規定により、公示日の翌日から起算して15日経過後の11月6日までとなっております。異議の申出がなければ、そのまま官報公示を行い、令和8年1月1日に発効できるように事務手続を進めてまいりたいと思っております。

また、異議の申出があった場合につきましては、速やかに日程調整を行い、異議に係る審議を行っていただく本審を開催することとなり、その後、官報公示期間を経て発効することとなり、異議審の審議日程にもよりますが、できるだけ早く発効できるよう事務手続を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

このたびは皆様のご協力により全会一致で結審することができました。本当に大変なご審議に加えて、たくさんの情報を集めてくださった委員の皆様、本当にありがとうございます。改めて感謝申し上げます。

最後に、労働基準部長よりご挨拶をお願いいたします。

○中村労働基準部長

本来ならば局長からご挨拶を申し上げるところではございますが、代わりまして私からお礼のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

本日、電気機械器具製造業最低賃金の改正決定につきまして、全会一致での答申をいただきまして、ありがとうございます。誠に厳しい中でのご審議であったと思っておりますが、ありがとうございます。

電気機械器具製造業最低賃金につきましては、今後、異議申出の手続を経まして、令和8年1月1日の発効に向けた手続を進めてまいる予定でございます。私ども徳島労働局といたしましては、今後決定される電気機械器具製造業の最低賃金額について、地域別最低賃金と同様に中小企業零細事業者を中心に周知を進めまして、履行確保に万全を期したいと考えております。

関係労使の皆様におかれましても、本最低賃金の履行確保に向けて、それぞれのお立場でのお取組のお願いを申し上げますとともに、今後とも労働行政に対しまして、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

誠に簡単ではございますが、結審に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○稲倉部会長

ありがとうございます。以上で閉会とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。